

藤沢市食生活対策推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市における栄養・食生活課題の解決に向けた施策の推進が効果的に行われるよう、「藤沢市食生活対策推進協議会」（以下「協議会」という）を置き、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の栄養・食生活改善の企画、実施、評価に関すること。
- (2) 健康・栄養状態等の実態や健康づくり、調査・研究に関すること。
- (3) 健康づくり栄養関連の情報の収集と提供に関すること。
- (4) 栄養改善事業における関係機関、団体との連携に関すること。
- (5) その他地域の特性に応じた栄養改善活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師の代表
- (2) 歯科医師の代表
- (3) 薬剤師の代表
- (4) 栄養・食生活関係団体の代表
- (5) 生産・製造・流通関係者の代表
- (6) 福祉施設の代表
- (7) 市民の代表
- (8) 教育関係の代表
- (9) 学識経験者
- (10) 市職員
- (11) その他市長が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任をさまたげない。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

ただし、改選後初の会議においては委員長が決定していないため、市長が招集する。

(部会)

第7条 協議事項を具体的に検討するため、必要に応じて協議会に専門部会を設けることができる。

(報酬)

第8条 協議会の委員の報酬は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年規則第22号)第2条第3項に定めるところによる。ただし、第3条に掲げる委員のうち第9号に規定する委員は無報酬とする。

(庶務)

第9条 協議会は、藤沢市保健所地域保健課において総括し及び処理する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。